

生駒市規則第20号

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

生駒市長 山下 真

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（昭和62年4月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第19条、第19条の7ただし書」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「給付等」を「交付等」に改め、同条第1項中「法第19条第1項の規定による更生医療の給付又は」を削り、「補装具の交付若しくは」「補装具の交付又は」に、「様式第6号」を「様式第4号」に、「給付又は交付若しくは」を「交付又は」に改め、同条第2項中「様式第7号）又は更生医療券（様式第8号）、更生医療給付決定通知書（様式第9号）」を「様式第5号）」に、「様式第10号」を「様式第6号」に改め、同条を第6条とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「更生医療の給付又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「次に掲げる帳簿」を「補装具交付（修理）申請及び決定簿（様式第7号）」に改め、同条各号を削り、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

別表第1中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

（単位 円）

| 世帯階層区分 | | 徴収基準月額 | 加算基準月額 |
|--------|-----------------------------|------------------------|--------|
| | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 | 0 | 0 |
| | 市町村民税非課税世帯 | 1,100 | 220 |
| C 1 | 所得税非課税世帯 | 市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税） | 450 |
| C 2 | | 市町村民税所得割課税世帯 | 580 |
| D 1 | 所得税課税世帯 | 前年分所得税4,800以下 | 690 |
| 2 | | 〃 4,801～ 9,600 | 760 |
| 3 | | 〃 9,601～ 16,800 | 850 |
| 4 | | 〃 16,801～ 24,000 | 940 |
| 5 | | 〃 24,001～ 32,400 | 1,100 |
| 6 | | 〃 32,401～ 42,000 | 1,250 |
| 7 | | 〃 42,001～ 92,400 | 1,620 |
| 8 | | 〃 92,401～ 120,000 | 1,870 |
| 9 | | 〃 120,001～ 156,000 | 2,310 |
| 10 | | 〃 156,001～ 198,000 | 2,750 |
| 11 | | 〃 198,001～ 287,500 | 3,570 |
| 12 | | 〃 287,501～ 397,000 | 4,400 |
| 13 | | 〃 397,001～ 929,400 | 5,230 |
| 14 | | 〃 929,401～ 1,500,000 | 8,070 |
| 15 | | 〃 1,500,001～ 1,650,000 | 8,500 |
| 16 | | 〃 1,650,001～ 2,260,000 | 10,290 |
| 17 | | 〃 2,260,001～ 3,000,000 | 12,250 |
| 18 | | 〃 3,000,001～ 3,960,000 | 14,380 |
| 19 | | 〃 3,960,001以上 | 全額 |

（注） この表のB階層における「市町村民税非課税世帯」とは、所得税非課税世帯で、かつ、市町村民税も非課税の世帯をいう。

備考

- 1 当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「身体障害者等」という。）に負担させるべき費用の額（以下「自己負担額」という。）は、当該身体障害者等の属する世帯（以下「当該世帯」という。）の前年の所得税額等に応じて決定するものとする。
- 2 当該世帯の前年分所得税額が3,960,000円以下である場合において、当該身体障害者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、上表にかかわらず、徴収基準月額に2分の1を乗じて得た額を徴収基準月額とする。

- 3 同一个月内に同一世帯の2人以上の身体障害者につき補装具の交付又は修理を行う場合には、当該各身体障害者につき、負担させるべき費用の額を決定するものとし、その額は、最初の者については、上表又は前項の徴収基準月額とし、2人目以降の者については、いずれも上表の加算基準月額とする。
- 4 徴収基準月額又は加算基準月額が補装具の交付又は修理に要する費用の額を超えるときは、当該費用の額をもって徴収基準月額又は加算基準月額とする。
- 5 自己負担額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 6 この徴収基準額表の適用時期は、7月1日を起点として取り扱うものとする。

様式第4号及び様式第5号を削る。

様式第6号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号及び第9号を削る。

様式第10号中「第7条関係」を「第6条関係」に、

「更生医療の給付
補装具の交付（修理）」を「補装具の交付（修理）」に改め、「なお、この処

分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、不服の申立てができますから申し出てください。」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第11号から様式第16号までを削る。

様式第17号中「第11条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。